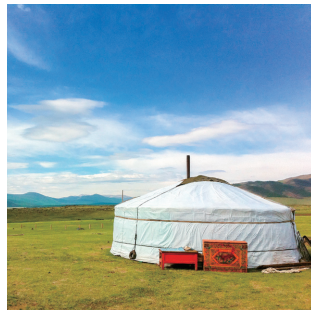


INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT

Research and Training Institute
Ministry of Justice

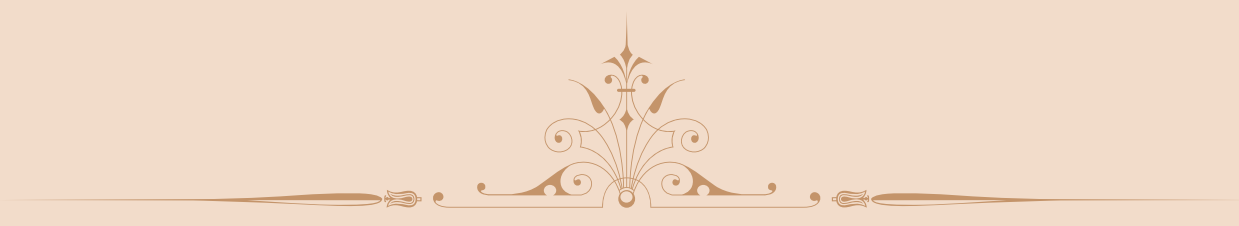


法務省法務総合研究所国際協力部



目次

■ 故三ヶ月章元法務大臣の言葉	01
■ 教えて！法制度整備支援	02
■ 国際協力部の機構と国際法務総合センター	05
■ 法制度整備支援の主な内容	06
■ 国際協力部の仕事	08
■ 各国への法制度整備支援	
● ベトナム	10
● カンボジア	11
● ラオス	12
● インドネシア	13
● ウズベキスタン／東ティモール	14
● モンゴル／バングラデシュ	15
● ネパール／スリランカ	16
● ミャンマー	17



アジア諸国に先立って、全く独力で、
フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の
三大潮流を自らの栄養として取り込んだ
日本の法律制度と法学は、
かくて、漸く外に向かって自らの体験を
語りかけるべき時を迎えたのである。

元法務大臣・東京大学名誉教授 故 三ヶ月章

— ICD NEWS 第3号

教えて！ 法制度整備支援



法制度整備支援について、よくあるご質問にお答えします。

Q1 国際協力部は、 どのような組織ですか？

A1 法務省は、1994年からアジアの国々に対して支援してきましたが、各国から支援の要請が年々高まったことから、2001年4月に法制度整備支援に専従する部署として、法務総合研究所内に国際協力部を新設しました。

国際協力部には、検察官、裁判官等出身の教官と国際専門官がいます。

Q2 どのような機関や人と 協力しているのですか？

A2 国際協力部は、外務省等の官公庁、独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、裁判所、検察庁、弁護士会、大学関係者と緊密に連携し、活動しています。国際民商事法センターは、民商事法分野の法制度整備支援を目的として、財界・学会・法曹界の協力を得て1996年4月に設立された財団で、心強いパートナーです。

Q3

国際協力部が行う 法制度整備支援とは何ですか？

A3

発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援することです。以下の3つが基本的な柱です。

- ①基本法令の起草支援
- ②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援
- ③検察官、裁判官等法曹実務家等の人材育成支援

Q4

国際協力部が行う日本の 法制度整備支援の特徴はなんですか？

A4

支援の成果である法律や制度は、相手国に根付くことが必要です。ですから、日本の法制度を押しつけるような方法ではなく、相手国の立法・司法関係者と対話をしながら、相手国の実情に合った法律や制度を共に考える手法を採っています。

また、そのような過程を通じて、相手国が主体的に制度を構築したり、運用・改善できるような能力向上を図ることを重視しています。

さらに、相手国との相互理解を深めるため、研修やセミナーでは、相手国の母語と日本語との通訳を介して実施しています。

このように、人と人との協力によって行われている日本の法制度整備支援は、「顔の見える国際協力」の1つの例であると言えます。

Q5 日本はなぜ法制度整備支援を行うのですか？

A5

世界には、そもそも法律が十分整備されていなかったり、公正な裁判制度が確立していない国があります。それらの国々で個人の権利が守られ、自由な経済活動が活発になり、社会が発展して国が安定することは、その地域の繁栄につながり、さらには国際社会全体の平和と安全に重要な意味を持ちます。国際社会の平和と安全に貢献することは、国際社会の一員としての日本の責務でもあり、同時に他国からの信頼を培うものです。

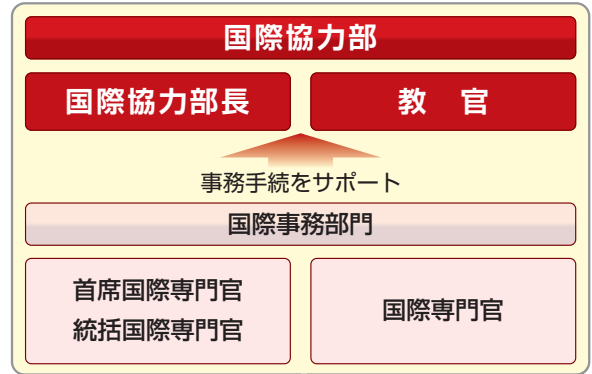
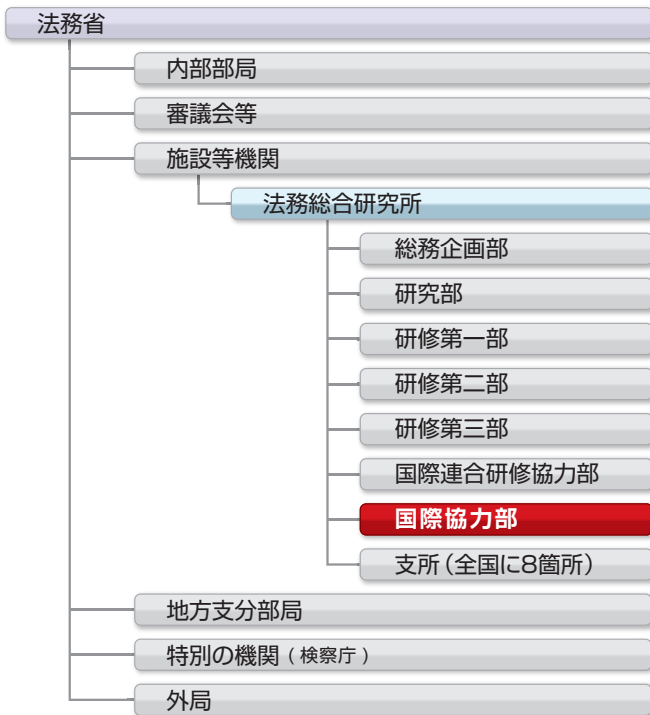
Q6 これまでの法制度整備支援でどのような成果がありましたか？

A6

例えば、基本法令の起草支援を通じて、民法等の法典、各種法律の解説書等が数多く完成しました。また、法曹実務家等の人材育成支援を通じて、司法機関等の中枢部で活躍する人々を始めとする大勢の人材が輩出されました。この他にも、研修やセミナー等を通じて、幅広い法的知識や実務経験が相手国の司法関係者の間で共有されています。



機構



法務総合研究所

国際法務総合センター

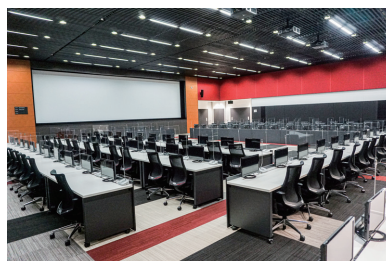
国際法務総合センターは、2017年10月、東京都昭島市に、法務省の国際協力活動の推進・強化、矯正医療機能及び矯正職員育成の促進等の目的から設立され、国際協力部、国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI)、矯正研修所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所及び公安調査庁研修所の7つの施設で構成されています。

国際協力部は、2001年4月、法制度整備支援に専従する部署として法務総合研究所内に設立され、設立以来約16年間にわたり大阪中之島合同庁舎を拠点として業務を行っていましたが、国際法務総合センターの新設に伴い国際法務総合センターに移転し、その後は同センターにおいて業務を行っています。

国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関の一つである UNAFEI は刑事司法に焦点を当て、アジア諸国のみならず、アフリカやラテンアメリカなどを対象とした多国間研修を実施しています。



国際法務総合センター国際棟



国際会議場 A
(国際法務総合センター国際棟内)



国際会議場 B
(国際法務総合センター国際棟内)

法制度整備支援の主な内容

● ウズベキスタン共和国

- 倒産法注釈書作成支援（2007年刊行）
- 行政法解説書作成支援
- 犯罪白書作成支援
- 民法・民事訴訟法の運用等に関する支援



● ウズベキスタン

● キルギス

● カザフスタン

● タジキスタン

- 中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施（2008年～2013年）

● ネパール

- ～協力開始（2009年）～
- 民法起草支援（2017年制定）
- 裁判所能力強化支援
- 民法概説書作成、民法普及活動支援
- 新刑法・刑事訴訟法・量刑法（2018年施行）



● ミャンマー連邦共和国

- ～協力開始（2013年）～
- 法令起草、審査支援
- 調停の導入等に向けた制度構築支援
- 執務参考資料作成支援
- 法曹人材育成支援
- 長期専門家を派遣（2014年～）
- ※ 2021年2月のミャンマー国軍によるクーデター以降、全支援活動を停止（2023年3月現在）



● カンボジア王国

- ～協力開始（1996年）～
- 民法起草支援（2007年公布）
- 民事訴訟法起草支援（2006年公布）
- 法律人材育成支援
- 民法、民事訴訟法普及、運用改善支援
- 長期専門家を派遣（2006年～）



● バングラデシュ人民共和国

- ～協力開始（2016年）～
- 調停、裁判所機能強化支援



● スリランカ民主社会主義共和国

- ～協力開始（2019年）～
- 刑事司法機能改善



● 中華人民共和国



～協力期間（2007年～2021年）～

- 民事訴訟法、民事関連法改正支援
- 行政訴訟法、行政関連法改正支援（権利侵害責任法（2009年公布））
- 障害民事関係法律適用法（2010年公布）
- 改正民事訴訟法（2012年公布）
- 消費者権益保護法（2012年公布）

● モンゴル国



～協力開始（2004年）～

- 調停制度強化支援
- 商取引法に関する共同研究を実施（2018年～）

● ラオス人民民主共和国



～協力開始（1998年）～

- 民事判決書マニュアル作成支援（2006年刊行）
- 民法・商法教科書作成支援（2007年完成）
- 民事・刑事訴訟法ハンドブック作成支援（2014年刊行）
- 法律人材育成支援
- 経済紛争解決法ハンドブック作成支援（2017年完成）
- 捜査段階 Q&A 集作成支援（2017年完成）
- 労働法ハンドブック（2018年完成）
- 捜査段階 Q&A 集改訂版（2018年完成）
- 民法典起草支援（2018年成立、2020年施行）
- 長期専門家を派遣（2002年～2006年、2010年～）

● ベトナム社会主義共和国



～協力開始（1994年）～

- 民事訴訟法起草、改正支援（2004年、2011年、2015年公布）
- 破産法改正支援（2004年、2014年公布）
- 民法改正支援（2005年、2015年公布）
- 民事判決執行法起草、改正支援（2008年、2014年公布）
- 国家賠償法起草支援（2009、2017年公布）
- 刑事訴訟法改正支援（2015年公布）
- 行政訴訟法支援（2010年公布）
- 検察官マニュアル作成支援（2007年刊行）
- 民事判決書標準化・判例整備支援
- 司法機関等（裁判所、検察庁等）の能力改善支援
- 法令の整合性確保及び統一運用・適用のための手法・制度整備支援
- 長期専門家を派遣（2000年～）

● インドネシア共和国



～協力開始（1998年）～

- 和解・調停制度強化支援
- 裁判官養成制度に関する支援
- 知的財産権保護・法的整合性向上に関する支援
- 長期専門家を派遣（2016年～）

● 東ティモール民主共和国



～協力開始（2009年）～

- 法案起草能力向上支援
- 法曹人材育成支援
- 司法機関能力向上支援

（注）長期派遣専門家に関しては、法務省からの派遣のみを記載

国際協力部の仕事



ベトナムの JICA プロジェクトオフィス

JICA 長期専門家（1年以上滞在）として法務省から派遣し、日常的に支援を続けています。



現地



カンボジアでの現地セミナー

現地セミナーの企画・実施に協力し、講義をしています。



日韓パートナーシップ共同研究

アジア地域における民商事法分野の調査研究や各国との共同研究を通じて交流しています。



調査・研究



現地ワークショップの様子

独自に、または JICA 調査団に専門家として参加し、現地で様々な調査をしています。

対象国の司法関係者を日本に招いて行う研修を企画・実施しています。



国内

現地での活動を支援するために国内の研究者や法律実務家で構成される部会に参加しています。



インドネシア本邦研修



バングラデシュ法律・司法・国会担当省とのテレビ会議

法制度整備支援に携わる各機関・関係者を招き、情報交換・討論を行う「法整備支援連絡会」を開催しています。

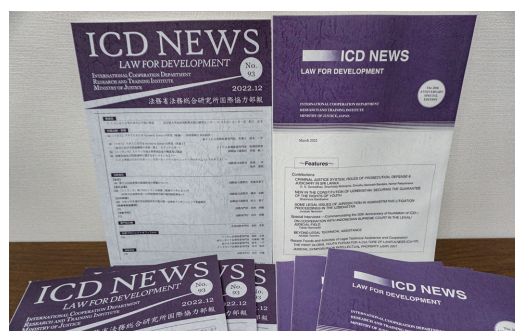


情報交換・広報

機関誌「ICD NEWS」を定期的に発行するほか、学生向けのシンポジウムやインターシップ、講義も実施しています。



法整備支援連絡会



機関誌「ICD NEWS」

各国への法制度整備支援



ベトナム社会主義共和国

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策を導入し、市場経済化を促進するための法整備が進められ、ベトナム政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

法務省は、この要請に応じて、1994年に初めてベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施しました。

1996年にJICAによる法整備支援プロジェクトがスタートしてからは、同プロジェクト及びその後継プロジェクトに協力する形で、ベトナムに対する支援を続け、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関を実施機関として、基本法令の起草支援や、法令を実際に運用する人材の育成支援、実務の改善支援など幅広い活動を行ってきました。その結果、民法、民事訴訟法などの重要法令の制定や法律実務家を対象とした実務マニュアルの共同作成など多くの成果を上げました。

2015年4月からは、実施機関に首相府を加え、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えたプロジェクトが開始されました。このプロジェクトでは、これまでの起草支援及び実務改善支援に加え、今日ベトナムで数多く制定される法令間の整合性の確

保等を目的とした支援や、法曹三者（裁判官、検察官及び弁護士）が刑事訴訟法の運用上の課題について共同活動を行うといった、新たな活動が行われました。

そして、2021年1月、新たに共産党中央内政委員会が実施機関に加わり、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が開始されました。このプロジェクトは、ベトナムにおける法・司法改革の促進と国家の国際競争力が国際標準に照らして向上することを目的として、各実施機関が自ら最優先課題を選定し、それらをワーキンググループ形式で研究・討議することを活動内容とした、新しい取組です。

法務省は、これらのプロジェクトを実施するため、検事を長期専門家として現地に派遣しているほか、日本での研修を受け入れるなどして全面的に協力しています。



プロジェクトオフィスの長期派遣専門家やスタッフ



本邦研修の様子



現地ワークショップの様子

1986年	ドイモイ（刷新）政策導入：市場経済化に向けた法整備が必要に
1991年	ベトナムから日本に対し法整備支援の要請
1994年	法務省がベトナム司法省に対する本邦研修を開始
1996年	JICA 法整備支援プロジェクト開始（起草支援、人材育成支援）
2000年	法務省職員（検事）を長期専門家として派遣開始（現地に常駐）
2007年	JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト開始（起草支援、人材育成支援、実務改善支援）
2015年	JICA2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始（起草支援、人材育成支援、実務改善支援、法令間の整合性の確保等を目的とした支援）
2021年	JICA 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト開始（同上）



カンボジア王国

カンボジアでは、1970年代のポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や法律家を含む知識人の大量虐殺等により法・司法制度は大きな打撃を受けました。そのため、内戦後は、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的な課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

法務省は、この要請に応じて、1996年から JICA による技術支援の一環としてカンボジアの司法関係者を日本に招いて研修を実施しました。

1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための JICA による法制度整備プロジェクトが開始され、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ制定されました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられました。

これと並行して、2005年からは、民法・民事訴訟法を適切に解釈・運用するため、王立裁判官検察官養成校での人材育成支援プロジェクトが開始され、カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行いました。その成果として、現在では、同養成校出身者が教官を務めるようになっています。

2012年からは、カンボジアの司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学の4機関を実施機関として、民事・民事訴訟法の更なる普及を目的とするプロ

ジェクトが開始され、人材育成と民法等の普及に取り組みました。

2017年4月からは、司法省を実施機関として、その他の関係機関と協力しながら、民法・民事訴訟法が広く適切に適用されるため、これらの法律に従った適切な実務の基礎が確立することを目的としたプロジェクトが開始され、不動産登記法等の民事重要法令の起草、訴状等の書式例の作成、そして、判決書等の公開を柱とした活動が行われました。

2022年11月からは、司法省を実施機関とし、王立司法学院を対象機関として、裁判官等司法関係者の人材育成を目的とするプロジェクトが開始されました。

これらのプロジェクトを実施するため、法務省からも裁判官出身者を含む検事を長期専門家として現地に派遣しているほか、日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

また、2020年1月には、法務総合研究所と王立司法学院との間で法・司法分野の研修、人材育成に関する協力覚書の署名・交換を行われ、今後、両機関の協力関係の更なる発展が期待されます。



プロジェクト関係者との集合写真



ワーキンググループの活動風景



本邦研修の様子

1994年	カンボジアから日本に対し法整備支援の要請
1996年	法務省が JICA による技術支援の一環として本法研修を開始
1999年	JICA 法制度整備プロジェクト開始（起草支援）
2005年	JICA 裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始（人材育成支援）
2006年	法務省職員（検事）を長期専門家として派遣開始（現地に常駐）
2007年	カンボジア司法大臣招へい（法整備支援連絡会にて特別講演）
2012年	JICA 民事・民事訴訟法普及プロジェクト開始（人材育成支援、法令普及支援）
2017年	JICA 民事・民事訴訟法運用改善プロジェクト開始
2020年	王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書を締結
2022年	JICA 法・司法分野人材育成プロジェクト開始



ラオス人民民主共和国

ラオスでは、1986年に新思考（チンタナカーン・マイ）政策を導入するとともに、経済面では新経済メカニズムを導入し、市場経済化を促進するための法整備が進められ、ラオス政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

法務省は、この要請に応じて、1998年からJICAによる技術支援の一環としてラオスの司法関係者を日本に招いて研修を実施し、2003年にJICAによる法整備支援プロジェクトがスタートしてからは、プロジェクト実施のため、法務省から検事を長期・短期専門家として現地に派遣するほか、日本での研修を受け入れるなどして全面的に協力を行っています。

具体的内容としては、2003年から2008年まで、法整備支援プロジェクトが実施され、同プロジェクト終了後、法務省やJICA、名古屋大学等による現地調査等の期間を経て、2010年7月から、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施機関とするJICAによる法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）が、また、2014年7月からは、上記4機関を実施機関とするJICAによる法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）がそれぞれ実施されました。フェーズ1やフェーズ2では、執務参考資料の作成や法学教育・法曹養成等研修の改善活動等を通じた人材育成能力の強化が進められ、ラオスの法・司法分野における中核人材の育成が図られました。

なお、これらプロジェクトによる人材育成能力の強

化と並行して、2012年には、ラオスの念願であった統一的な民法典の起草作業に対する支援もその活動に加わりました。この民法典は、2018年12月に成立し、2020年5月に施行され、ラオスの民事法の重要な柱となっています。

そして、2018年7月からは、上記4機関を実施機関として、JICAによる法の支配発展促進プロジェクトが実施されています。このプロジェクトでは、ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を習得し、その研究成果を中核人材以外の関係者に広く共有するとともに持続可能な活動実施体制を具体化し、さらに、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を習得することを目標とし、基本法の理論や普及方法の研究、教材作成、カリキュラム整備等様々な活動を行っています。

また、2018年12月には、法務総合研究所が、JICAプロジェクトとは別に、ラオス国立司法研修所との間で、法・司法分野における研修等についての協力覚書を取り交わしており、これに基づき、共同セミナーを継続的に開催するなど、両機関間の連携・協力を強化しています。



現地協議の様子



現地セミナーの様子



本邦研修の様子

1986年	新思考（チンタナカーン・マイ）政策、新経済メカニズム導入：市場経済化に向けた法整備が必要に
1998年	法務省がJICAによる技術支援の一環として法整備支援研修を開始
2003年	JICA「法整備支援プロジェクト」開始（教科書及びマニュアルの作成支援）
2010年	JICA法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1開始（モデルハンドブックの作成等を通じた人材育成支援）
2014年	JICA法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始（起草支援、執務参考資料の作成等を通じた人材育成支援）
2015年	法務省がラオス司法大臣を招へい
2018年	JICA法の支配・発展促進プロジェクト開始（基本法理論や実務改善の研究及びその成果の普及、教育・研修カリキュラムの整備及び効果的な教材・教授法の研究等）



インドネシア共和国

インドネシアでは、1990年代半ばから、法曹養成の活性化や汚職撲滅などといった司法制度の改革が重要な国家的課題の一つとして位置付けられるようになり、法務省は、インドネシア政府からの要請を受けて、2002年からは、JICAが実施する枠組みで、法曹関係者に対する研修等の支援を開始しました。

また、法務省は、2007年から2009年までの間は、JICAによるインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトに協力し、インドネシア最高裁判所を実施機関として、和解及び調停に関する最高裁判所規則の改正、調停人養成研修制度の改善等に貢献してきました。そして、同プロジェクト終了後は、2010年から2015年までの毎年度、法務省独自の枠組みでインドネシア最高裁判所判事を招へいし、裁判官の人材育成に関する共同研究を実施するなど、インドネシア最高裁判所に対する支援を継続し、インドネシア側との信頼関係を強化してきました。

さらに、2015年度からは、それまで我が国の特許庁がインドネシアで実施してきた JICA による知財支援プロジェクトを発展させる形で、インドネシア最高裁判所、法務人権省知財総局及び同省法規総局の3機関を実施機関とするビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトを開始し、各実施機関の職員等を対象とする本邦研修や現地セミナーを実施しました。このプロジェクトは、知的財産権に関連する事件を担当する裁判官の人材育成や判例集の

作成等により、同事件の処理の予見可能性の向上を図るなど、インドネシアにおける知的財産権の保護体制を強化するとともに、法令の起草・審査実務の運用改善等を通じて、知的財産権関係法令を中心としたビジネス関連法令の整合性を向上させるための手続整備を図ることを目的として実施され、法務省も2016年から、裁判官出身者を含む検事を長期専門家として現地に派遣し、全面的にその実施に協力しました。

2021年10月には、上記プロジェクトを発展させ、インドネシア最高裁判所及び同法務人権省法規総局を対象機関として、法令間の整合性確保に関するドラフターの能力向上、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上を目標とした JICA の新プロジェクトが開始され、法務省はこのプロジェクトにも引き続き協力しています。



本邦研修の様子



現地セミナーの様子



2022年合同調整委員会

1998年	法務省が経済法研修の実施等の協力を開始
2002年	法務省が JICA による技術支援の一環として本邦研修を開始
2007年	JICA 和解・調停制度強化支援プロジェクト（～2009年）開始
2010年	法務省独自の枠組みで、現地調査及びインドネシア最高裁判所判事を対象にした人材育成に関する共同研究を開始（～2015年）
2015年	JICA ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト開始（～2021年）
2021年	JICA ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト開始



ウズベキスタン共和国

国際協力部は、2001年にJICA及び名古屋大学と協力してウズベキスタンの法制度の調査を行い、2002年以降、JICAの国別研修や現地セミナー等に協力しました。また2008年から2013年にかけては、法務総合研究所主催でウズベキスタンを含む中央アジア4カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン）に対する中央アジア比較法制セミナーを実施しました。

その後、国際協力部によるウズベキスタンに対する支援はしばらく中断していましたが、2017年に日本の研究者らが起草支援をしていた行政手続法・行政訴訟法が成立したことをきっかけに、同国に対する支援を再開しました。

2019年には、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間で協力覚書が交わされ、その協力関係はますます強化されています。

国際協力部では、ウズベキスタン国内の専門家によるワーキンググループと共同で、行政手続法・



現地協議の様子

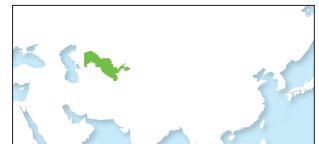
行政事件訴訟法の解説書を作成しているほか、2020年からは、刑事司法分野へも支援を広げ、ウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミー（現・ウズベキスタン法執行アカデミー）との間で、犯罪白書作成支援を開始しました。また、同じく2020年から、JICAの民法・民事訴訟法の運用等に関する国別研修が開始され、国際協力部は同研修の実施に協力しています。

さらに、2021年には、国際協力部とウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターとの間でも人材育成等の分野で協力関係を築きました。

2002年	法務省が研修の実施等の協力を開始
2005年	JICA 倒産法注釈書作成支援プロジェクト開始（～2007年）
2008年	中央アジア比較法制研究セミナー実施（～2013年）
2018年	行政手続法、行政訴訟法成立 行政法共同研究（招へい）実施（以後毎年継続して実施）
2019年	最高検察庁アカデミー（現・ウズベキスタン法執行アカデミー）と法務総合研究所との間で協力覚書を締結
2020年	犯罪白書作成支援開始（以後毎年継続して実施） JICA 国別研修（民法・民事訴訟法の運用等に関する研修）開始
2021年	司法省法律家トレーニングセンターと協力関係を構築



現地セミナーの様子



東ティモール民主共和国

東ティモールは、長年にわたる紛争を経て2002年によく独立回復を果たした国であり、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めていますが、法及び司法の分野で、法制度整備の遅れ、司法関係機関における人材の不足が問題となっています。

法務省では、2009年から、東ティモール司法省等に対し、ニーズに応じた



司法省職員との集合写真

具体的な法案を題材として、東ティモールの法案起草担当者が同国の実情に即した形で自ら法案を起草することができるようその能力を向上

することを目的とした活動を実施しています。その他、法曹人材の育成、司法関係機関の能力向上等を目的とした活動も実施しています。



現地セミナーの様子



2009年	JICAによる技術支援の一環として法案作成能力向上研修に協力（～2010年）
2011年	法務省による現地セミナー及び共同法制研究（～2012年）
2013年	JICAによる技術支援の一環として支援（法制度アドバイザー）（～2014年）
2014年	法務省による現地セミナー及び共同法制研究（継続。なお、2020年にJICAと司法省との間で短期専門家派遣を含む個別案件に係る覚書を締結）



モンゴル国

モンゴルでは、1990年に社会主義が事実上放棄され、また、1992年には、新憲法が制定され、モンゴル人民共和国からモンゴル国へと国名が変更されました。以来、モンゴルは、市場経済への移行に伴い、国際機関や外国の支援を受けながら、民法典を含む多くの法令を制定しています。

JICAにより、2004年から法整備支援アドバイザーが派遣され、2006年からは弁護士会強化計画プロジェクト、2010年からは調停制度強化プロジェクト、2013年からは同プロジェクト・フェーズ2がそれぞれ実施され、法務省は、調停制度強化プロジェクトにおいてアドバイザリーグループの活動に参加するなどして協力しました。



モンゴルでは、現在 共同研究の様子

(2022年12月現在)、商法典が存在せず、商取引に関する規定は民法典の中に規定されていますが、投資家等関係者の予見可能性や取引の迅速性を高めるなどしてビジネス環境を整備することを目的として、商法典の制定が検討されています。

そこで、国際協力部では、2018年から、モンゴル法務・内務省の職員等を招へいして商取引法に関する共同研究を実施するなど、モンゴルにおける商取引に関する規定の整備について支援活動を続けています。

さらに、2021年には、法務総合研究所とモンゴル国立法律研究所との間で、法・司法分野における人材育成についての協力覚書を取り交わし、これに基づき、セミナーを実施するなど、両機関の間の連携・協力を強化しています。



現地セミナーの様子

2004年	JICAによる法整備支援アドバイザーの派遣
2006年	JICA 弁護士会強化計画プロジェクト開始
2010年	JICA 調停制度強化プロジェクト開始
2013年	JICA 調停制度強化プロジェクト（第2フェーズ）開始（～2015年）
2018年	法務省による共同研究開始
2021年	モンゴル国立法律研究所と法務総合研究所との間で協力覚書を締結



バングラデシュ人民共和国

バングラデシュは、近年、高い水準での経済成長を続けており、日本企業の進出も増加しています。

国際協力部では、2013年にバングラデシュが「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」における重点8か国の一つにされたことを契機に、同国への支援に関する情報収集を行い、2016年には同国法務・司法・国会担当大臣らを招へいして共同研究を実施し、支援を開始しました。



2017年には JICA の国別研修の枠組み 本邦研修の様子

での支援が開始し、国際協力部はこれに全面的に協力しています。

現在、バングラデシュでは、裁判所に係属・滞留する事件数を削減するための対策の一つとして訴訟外の調停の活用を検討しており、国別研修では調停人の能力向上を目指した研修を柱に、裁判所の機能改善に向けた支援を実施しています。



バングラデシュ最高裁判所

2015年	現地調査実施
2016年	法律・司法・国会担当大臣を招へいして共同研究を実施
2017年	JICA 国別研修開始





ネパール

ネパールでは、2008年に王政廃止と連邦民主制への移行が宣言されたことに伴い、法制度の抜本的な近代化を目指し、19世紀に制定された「ムルキ・アイン」（民事・刑事の実体法・手続法を包摂する法典）の分割改正が進められ、2018年に民法、刑法等の基本法5法が施行されました。

法務総合研究所は、刑事法分野について、2009年から、現地セミナーを行い、2011年からは、ネパールの検事総長府検事等を招へいして共同研究を実施してきました。

民事法分野では、2010年から、JICA等と協力しながら、民主化プロセス支援として、



現地セミナーの様子

民法典や民法解説書の作成に関する日本国内での研修を実施してきました。

ネパールの裁判制度全体に関しては、2013年から2018年にかけて、JICAによる裁判所の能力強化プロジェクトが実施され、国際協力部も日本国内での研修等に協力しました。

国際協力部は、現在、JICAと協力しながら新民法について概説書の作成や普及活動の支援を行っているほか、独自の活動として現地セミナーを実施するなど、刑事手続、不法行為等についての日本の法制度やその運用等を紹介するなどしています。



現地セミナーの様子

2009年	刑事法に関する現地セミナーを実施
2010年	JICAによる技術支援の一環として民法典起草等に関する本邦研修を実施
2011年	刑事法に関する共同研究を開始
2013年	JICAによる裁判所の能力強化プロジェクトに協力（～2018年）
2018年	民法及び刑事法に関する現地セミナーを実施



スリランカ民主社会主義共和国

スリランカは、1972年に英連邦内自治領セイロンから完全独立し、1983年以降、25年以上にわたって内戦状態にありましたが、2009年には内戦を終結させ、その後、国家を挙げて平和構築・社会再建に取り組んでいます。この健全な社会制度の再建の1つとして、裁判所の機能改善があります。裁判所の健全化は、内戦時の犯罪のみならず、その後に発生した様々な犯罪を適正に訴追・処罰し、社会正義を実現していく上で非常に重要なことです。

現在、スリランカの裁判所では、伝統的な刑事司法制度に内在する非効率など様々な要因が積み重なって、膨大な量の刑事事件が処理されないまま滞留し、極めて深刻な訴訟遅延を招いている状態であり、重大犯罪者が適切に処罰されないなどの問題も生じています。



現地法曹実務家とのディスカッション

そこで、JICAは、スリランカ政府からの要請を受け、2019年から刑事司法実務の改善に重点を置いて支援を行うことを決

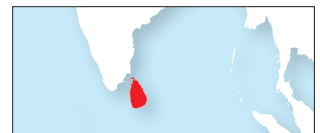
定し、以後、国際協力部は、JICAの依頼に基づき、スリランカへ調査団を派遣して、現地司法の抱える課題等を調査した上、スリランカの刑事司法関係者を日本に招いて行う本邦研修を開始し、新型コロナウイルスの感染拡大下においてもオンライン研修等を実施し、2022年には、スリランカ現地に裁判官・検察官出身の国際協力部教官を派遣して対面でのセミナーを実施するなどして、同支援に全面協力しています。

当部は、引き続き、JICAや関係機関と協力しながら、スリランカにおける刑事司法実務の改善、訴訟手続の遅延解消を目指し、積極的に活動していきます。



現地法曹実務家による模擬裁判

2019年	スリランカ現地に調査団を派遣
2020年～	日本での研修（1回）、オンライン研修（2回）実施
2022年	新型コロナウイルス感染拡大後初となる現地セミナー及び現地調査実施





ミャンマー連邦共和国

法務省は、2012年からミャンマー連邦法務長官府及び最高裁判所などに対する法整備支援活動を続けてきましたが、2021年2月のミャンマー国軍によるクーデターを契機に、それら全支援活動を停止しました。

ミャンマーは、2011年3月に民政移管後、2015年総選挙を受けて国家最高顧問に就任したアウン・サン・スー・チー氏の下、着実に民主化への道を歩み始めました。そこで、法務省は、2012年以降、現地調査や、連邦最高裁判所長官及び連邦法務長官の日本招へいなどの法律分野での交流を経て、2013年11月からJICAによる法整備支援プロジェクトに継続的に協力するなどして、ミャンマーに対する法制度整備支援を続けてきました。

具体的には、ミャンマー連邦法務長官府及び連邦最高裁判所をプロジェクトの実施機関とし、ミャンマーにおける法の支配の確立やこれによる持続的な経済成長の促進などを目的として、経済関連法分野を中心とした法整備、迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築、法・司法分野の人材育成などの支援を行ってきました。これまでに、連邦法務長官府職員向けの契約審査ガイドラインや裁判官向けの教材といった執務参考資料の作成、調停の試験運用開始などの成果を上げてきたほか、知的財産裁判制度の構築、調停の更なる普及、法曹養成のための研修改善等の支援なども実施してきました。

これらのプロジェクトを実施するため、法務省は、裁判官出身者を含む検事をJICA長期専門家として現地に派遣し、また、日本での研修を受け入れるなどしてきたほか、ミャンマーの持続的な経済成長を後押しするため、投資環境整備に資する法制度（土地関連）の調査を行うなど、2021年2月のミャンマー国軍によるクーデター発生前まで、ミャンマーにおいて種々の法整備支援活動を実施してきました。



本邦研修の様子



現地セミナーの様子



現地協議の様子

2011年	民政移管
2012年	連邦最高裁判所長官を共同招へい
2013年	連邦法務長官を共同招へい JICA「法整備支援プロジェクト（フェーズ1）」開始
2014年	法務省職員（検事）を長期専門家として派遣開始（現地に常駐）
2018年	JICA「法・司法制度整備支援プロジェクト（フェーズ2）」開始
2021年	2月、ミャンマー国軍がクーデターを敢行 法務省はミャンマーのカウンターパートに対する全支援活動を停止



法務省 法務総合研究所国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター
TEL : 042-500-5150 (代表)



国際協力部についてもっと知りたい！という方のために…

国際協力部が行う各種研修などの法制度整備支援活動、国際シンポジウムや外国法制の研究活動等は、国際協力部の機関誌である「ICD NEWS」に掲載されております。

また、法務省 Web サイトの国際協力部業務紹介ページでは、上記「ICD NEWS」のバックナンバーのほか、国際協力部の最新情報を御覧いただけます。



https://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html